

| | | | |
|---|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成29年3月21日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第4部 |
| 事件番号 | 平成28年(行ケ)10186号 | | |
| <p>○ 「摩擦熱変色性筆記具及びそれを用いた摩擦熱変色セット」という名称の本件発明1につき、当業者において、引用発明1に引用発明2を組み合わせる動機付けを欠き、仮に組み合わせることを容易に想到し得たとしても、そのみでは相違点5に係る本件発明1の構成に至らず、さらに引用例3等記載の構成の適用を動機付けられたとしても、そのように、引用発明1に基づき、2つの段階を経て相違点5に係る本件発明1の構成に至ることは、格別な努力を要するものであると判断して、容易想到性を否定した事例</p> | | | |

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第4312987号(本件特許)、特開2001-207101号公報(引用発明1)、特開平7-241388号公報(引用発明2)、特開昭57-115397号公報(引用例3)、無効2014-800128号(無効審決)

判 決 要 旨

1 発明の名称を「摩擦熱変色性筆記具及びそれを用いた摩擦熱変色セット」とする原告らが有する本件特許に対する特許無効審判請求について、審決は、本件発明1は、引用発明1及び引用発明2並びに引用例3等に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものである旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、容易想到性を否定して審決を取り消した。

(1) 引用発明1と引用発明2は、その構成及び筆跡の形成に関する機能において大きく異なるものといえるから、当業者において引用発明1に引用発明2を組み合わせることを発想するとはおよそ考え難い。

(2) 仮に、当業者が引用発明1に引用発明2を組み合わせたととしても、引用発明2の摩擦具9は、筆記具とは別体のものであるから、引用発明1の筆記具と、これとは別体の、エラストマー又はプラスチック発泡体を用いた摩擦部を備えた摩擦具9(摩擦体)を共に提供する構成を想到するにとどまり、摩擦体を筆記具の後部又はキャップの頂部に装着して筆記具と一体のものとして提供する相違点5に係る本件発明の構成には至らない。

引用例3等に記載されているのは、消しゴムなど単に筆跡を消去するものを筆記具の後部ないしキャップに装着することを記載したものにすぎない。

他方、引用発明2の摩擦具9は、低温側変色点以下の低温域での発色状態又は高温側変色点以上の高温域における消色状態を特定温度域において記憶保持することができる色彩記憶保持型の可逆熱変色性微小カプセル顔料からなる可逆熱変色性インキ組成物によって形成された有色の筆跡を、摩擦熱により加熱して消色させるものであり、単に筆跡を消去

するものとは性質が異なる。筆記具の後部ないしキャップに装着することが当業者に周知の構成であったということはできない。また、当業者において、摩擦具9の提供の手段として、引用例3等に記載された、摩擦具9とは性質を異にする、単に筆跡を消去するものを筆記具の後部ないしキャップに装着する構成の適用を動機付けられることも考え難い。

(3) 仮に、当業者において、摩擦具9を筆記具の後部ないしキャップに装着することを想到し得たとしても、引用発明1に引用発明2を組み合わせ「エラストマー又はプラスチック発泡体から選ばれ、摩擦熱により筆記時の有色のインキの筆跡を消色させる摩擦体」を筆記具と共に提供することを想到した上で、これを基準に摩擦体（摩擦具9）の提供の手段として摩擦体を筆記具自体又はキャップに装着することを想到し、相違点5に係る本件発明1の構成に至ることとなる。このように、引用発明1に基づき、2つの段階を経て相違点5に係る本件発明1の構成に至ることは、格別な努力を要するものといえ、当業者にとって容易であったということはできない。

したがって、相違点5に係る本件発明1の構成を容易に想到し得たとはいえない。

以 上